

## 教師・助教師・宗徒・寺族が死亡したときには

○教務所・宗務庁の両方に至急連絡してください。

※ 宗務庁が休庁の場合は教務所へ連絡してください。教務所より弔辞・弔香を寺院宛に送付します。

連絡する内容は、

- ・遷化者
- ・遷化日
- ・通夜、本（密）葬儀の日時および会場
- ・連絡者

の以上4点をお伝えください。

○連絡により宗務庁（もしくは教務所）から弔辞・弔香を寺院宛に送付します。

- ただし遷化（死亡）された方が助教師・宗徒・寺族の場合は弔香のみの送付となります。
- なお、総代、檀信徒には本宗から弔辞・弔香の下付はいたしておりませんので予めご了承ください。

○速やかに「死亡届」を提出してください。

死亡を証する以下の書類のいずれか1通を添付してください。

- (1) 戸籍抄本（個人事項証明書）
- (2) 死亡証明書の写し（医師が発行する死亡を証するもの）
- (3) 火葬許可証の写し、埋葬許可証の写し（公的機関が発行する書類）

※ 「死亡届」の届出者は、所属寺院住職・師僧・法類・寺族・教区長のいずれかになります。

**ご注意ください！！**

現役のご住職以外の方（所属教師・住職経験者・助教師・宗徒・寺族）が遷化（死亡）された場合は「寺院住職死亡弔慰金」は給付されませんので死亡届下部にあります「寺院住職、教会主任死亡弔慰金給付先」欄には記入しないでください。

○「弔辞・弔香下付願」の提出をしてください。

○福祉共済加入者死亡の場合（70歳未満の教師（住職含）、寺族共済加入者）

死亡届提出（受理）後、共済会事務局より「福祉共済給付金給付申請書」を送付いたしますので、別途ご申請ください。

## 1. 遷化した教師が住職の場合

(1) 「死亡弔慰金給付申請」をしてください。

- ・ 寺院の住職が遷化したときは、配偶者または寺族（寺族登録されている方）に住職在任期間に応じた死亡弔慰金が給付されます。
- ・ 死亡弔慰金にかかる申請は、「死亡届」に含まれておりますので、受給者名、送金先口座等の必要事項を記入してください。
- ・ なお、受給者と口座名義は同一の方に限ります。
- ・ 死亡弔慰金の受給資格者（配偶者または寺族）がいない場合、福祉共済順位指定書もしくは法類登録された方が受給されることとなります（ただし、死亡日から90日以内に教区長より上申された場合に限り給付されます）。

(2) 後任の「住職認証の申請」をしてください

- ・ 住職の遷化後、60日以内に後任住職を選ばなければなりません。後任住職の申請は法類総代が行うことになっています。
- ※ 60日以内に、後任住職を選定することができない場合には、さらに30日以内に住職代務者の選定が必要となります。
- ※ また、上記の90日以内に後任住職を選定することができない場合は、住職または住職代務者を特命する手続きをする必要があります。

## 2. 遷化した教師に徒弟（宗徒・助教師）がいる場合

○90日以内に徒弟の、師僧変更の申請を提出してください。

## 3. 寺族が死亡した場合

○寺族登録（削除）申請書を提出してください。

| 様式番号 | 申請書名                | 冥加料     |
|------|---------------------|---------|
| 53   | 死亡届（含）寺院住職死亡弔慰金給付申請 | 0円      |
| 41   | 弔辞・弔香下付願            | 0円      |
| 1    | 住職（兼務・代務者）認証申請書     | 形態等級による |
| 47   | 師僧変更承認申請書           | 5,000円  |
| 9    | 寺院寺族登録申請書           | 0円      |

## お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105